

資料A

『132 労災ケアサポート事業』 (ヒアリングシート、厚労省提 出資料等)

資料A『132 労災ケアサポート事業』目次

【1. 事業選定公開ヒアリングシート・P 1】

○事業選定公開ヒアリングシート	1
-----------------	---

【2. 厚生労働省からの提出資料・P 3～11】

○委託事業概要	4
○財団法人労災サポートセンターの概要	6
○過去 3 年の入札環境改善の取組み概要	9
○外部への支出以外の経費の業務内容	10
○(財)労災サポートセンター 国家公務員出身者一覧	11

【3. その他関係資料P 12～22】

○財団法人労災サポートセンター 役員名簿	12
○平成 22 年度補助金等報告書	13
○補助金等支出明細書	14
○平成 23 年度行政事業レビューシート	15
○(財)労災サポートセンターHP資料	20

【別冊. 入札スケジュール、仕様書等】

事業番号

132

事業選定公開ヒアリングシート(公益法人用)

事業等の名称	社会復帰促進等事業委託費 (労災ケアサポート事業)		法人名	(財) 労災サポートセンター	
支出省庁	厚生労働省		担当課室	労働基準局労災補償部労災保険業務課	
事業の概要	労働災害により傷病(補償)年金及び障害(補償)年金を受給する傷病等級又は障害等級が第1級～3級の重度被災労働者は、せき髄損傷、けい髄損傷、遷延性意識障害などの労働災害特有の傷病・障害(呼吸障害、尿路感染、体温調整障害、知覚の麻痺、便失禁等)を有する者が多いところであり、例えば、呼吸障害による窒息、尿路感染による腎不全などの重篤な合併症、低体温症などの特に生命の維持に直接関わる傷病・障害のある重度被災労働者(主に65歳未満の者)に対して以下の在宅における介護サービスを実施する。 1 重度被災労働者に対する訪問支援 労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師及び医師による訪問支援(①医療的ケアの指導、②介護の指導)を実施する事業 2 重度被災労働者に対する労災ホームヘルプサービス すでに一般的介護の知識・技能を有し、さらに、養成によって、せき損等に係る専門的介護に必要な知識を習得した看護師などの労災ホームヘルパーを派遣して、専門的サービス(窒息防止のための痰吸引、尿路感染予防のための自己排尿訓練等)の提供やその労災ホームヘルパーの養成をする事業				
見直しの概要 (政府系公益法人の見直しについて)23年7月)	平成23年度予算では、省内事業仕分けにおける「事務・事業の改革」に沿って、委託費額を縮減した。また、平成23年度調達においては、各都道府県に設置することとしている事務所(労災ケアサポートセンター)の要件を緩和し、広く競争参加者を求める予定である。				
年度	21年度	22年度	23年度	契約方法	確定契約
当該公益法人に対する支出金額 (単位:千円)	1,387,064	854,092	662,046 (契約額)		
契約等の形態	随意契約(競争性あり)	随意契約(競争性あり)	随意契約(競争性あり)		
応札者数	1	1	1		
一者応札(応募)に関する具体的な改善策及び改善状況	平成23年度の調達に際し、以下のとおり改善を行い、広く競争参加者を求めた。 ・全国で一括調達としていたが、全国を7ブロックに分割して調達を実施したこと。 ・仕様書において、各都道府県に事務所(労災ケアサポートセンター)を設置することとしていた要件を廃止したこと。 ・本省及び全都道府県労働局において、公示文のホームページへの掲載と掲示を行い、広く周知を行ったこと。 ・公示期間を開庁日で10日間以上を確保したこと。 なお、23年度調達においては、仕様書を4者(株式会社含む。)に配付した。				
契約等の形態で随意契約となっている場合、その理由と総合評価落札方式導入の可否	本事業は、受託事業者が事業を継続できなくなった場合には、新たな事業者を確保する必要があるが、看護師や介護現場の人手不足が深刻化している状況の中、一般的な介護知識に加え、せき髄損傷などの傷病・障害に関する専門的な知識を併せ持つ適切な事業者を直ちに確保できる保証は全くないことから、適切な代替措置を迅速かつ確実に講じることは困難である。そのため高い専門性と安全性、安定性を重視した事業運営を最優先させる必要があり、また契約金額の多くが事業を行うために必要な看護師、介護職員の人件費(給与)であることから、価格競争の要素を取り入れる余地が乏しく、企画競争が最も適している。				
関係機関・行政事業レビューからの指摘の状況	関係機関からの指摘はない				
平成25年度以降の民間競争入札導入意向の有無	無	同一府省退職者が3代以上連続して再就職している公益法人(総務省公表)(総務省公表)	—	国家公務員出身の現職役員(常勤)	—
上記において『無』とした場合、導入できない具体的な理由	本事業は、受託事業者が事業を継続できなくなった場合には、新たな事業者を確保する必要があるが、看護師や介護現場の人手不足が深刻化している状況の中、一般的な介護知識に加え、せき髄損傷などの傷病・障害に関する専門的な知識を併せ持つ適切な事業者を直ちに確保できる保証は全くないことから、適切な代替措置を迅速かつ確実に講じることは困難である。そのため高い専門性と安全性、安定性を重視した事業運営を最優先させる必要があり、また契約金額の多くが事業を行うために必要な看護師、介護職員の人件費(給与)であることから、価格競争の要素を取り入れる余地が乏しく、企画競争が最も適しているため。				

各府省からの追加資料等を踏まえた質問及び回答等					
内閣府公共サービス改革推進室からの質問	単年度発注(企画競争)で、業務内容は毎年ほとんど変化がありません。また、業務の内容から判断すると、<u>ノウハウの蓄積、業務全体の効率性の観点から契約の複数年化が望ましい</u>のではないかと思います。市場化テストを導入すると財政法の特例により最長で10年間の契約が可能となり、また、複数年化することで、<u>毎年発注の事務手続きの削減等業務を効率化するとともに、民間事業者も設備・人材に投資しやすくなり、新たな民間事業者の参入が期待できる</u>のではないかと思います。 また、公示によると、4月から業務開始にもかかわらず業者決定が2月下旬となっており、事業者の準備期間がほとんどなく新規参入が困難な日程となっています。このため、公示(入札公告)の時期を早めることで、民間事業者の創意工夫の発揮による質の向上とコスト節減が期待され、新規参入が期待できるのではないかと思います。 市場化テストを導入すると前年の6月頃に閣議決定を行うため、入札準備が早期に開始でき入札公告が早められ、かつ、複数年契約とすることで民間事業者の新規参入を促進し1者応札の改善、質の維持向上と経費削減が図られると思われませんが、市場化テストの導入に対する見解を御回答ください。 ・契約金額の多くが人件費であることから価格競争の要素を取り入れる余地が乏しいとのことです、総合評価落札方式においては、価格点に比し、技術点の割合を高めて総合的に評価する工夫もできると思われませんが見解を御回答ください。				
各府省からの上記に対する回答	本事業は、労働者災害補償保険法に基づく社会復帰促進等事業の中の1つの事業として実施しているところである。 <u>社会復帰促進等事業は、全ての事業について、毎年、目標及び当該目標に基づく達成状況により事業の必要性等が判断され、これにより翌年度以降について、廃止を含めた事業の見直しを行っているところである。</u> このため、契約を複数年とすることにより、これら事業実施の可否を含めた見直しが適時適切に行われなくなるほか、見直し後の事業内容に最も適した事業者による実施ができなくなるなど、効率的・効果的な事業の執行が行われなくなると考えている。 また、今後の調達については、翌年度予算の閣議決定後、速やかに公示を行うことで、これまで以上の公示期間を確保するとともに、十分な引き継ぎ期間を確保することにしている。 このように1者応札の改善、経費の削減等を図ることにしているため、市場化テストを導入する意向はない。 ・<u>事業が適切に実施されない場合には、人命に関わることになりかねないため、事業の質に係る部分について評価することが必要であり、価格点により評価することは適切ではない。</u>人命に関わる国の事業として、総合評価落札方式を導入すべきでないと考え				
支出額の規模	◎	契約等の形態	企画競争	民間参入度	○
事務局見解	・達成状況により内容を毎年見直すため、複数年契約できないとする理由は合理的か ・契約後直ちに事業を実施できる体制(必須項目)としながら、1か月の準備・引継ぎ期間は適切か ・事業が適切に実施されないと人命にかかわるため、価格点による評価は不適切と言えるか ・既にブロック別発注としており、さらに長期契約となれば良質な民間事業者が参入できるのではないか				
委員記入欄	評価() ※◎、○、△を御記入ください。				

平成24年2月7日
厚生労働省提出資料

社会復帰促進等事業委託費（労災ケアサポ－ト事業）

《公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリング資料》

委託事業概要

労災ケアサポ－ト事業

- 1 重度被災労働者等に対する訪問支援
在宅で介護、看護等を必要としている65歳未満の重度被災労働者（傷病（補償）年金、または、障害（補償）年金第1級～第3級の受給者（国が提供する重度被災労働者居住地別一覧表記載者））及びその家族に対して、せき髄損傷等労働災害特有の傷病・障害（※1）に関する専門的な知識を有する看護師等（労災ケアサポ－ター）による訪問支援（※2）を全国7ブロックにおいて実施する事業。
※1 知覚障害、運動障害、膀胱障害、直腸障害、自立神経障害 等
※2 訪問支援として、以下の①及び②を実施
① 医療的ケアの指導（せき髄損傷者の床ずれ防止指導、排便指導、尿路感染の防止指導、体温調節機能障害に伴う体温管理指導、誤嚥防止指導等）
② 介護相談
- 2 重度被災労働者に対する労災ホームヘルプサービス
在宅で介護等を必要とする重度被災労働者で65歳未満の者に、すでに一般的介護の知識・技能を有し、さらに、養成研修によって、せき損等に係る専門的介護に必要な知識を習得した看護師などの無料職業紹介所などに登録されている労災ホームヘルパーを派遣して、専門的サービス等の提供やその労災ホームヘルパーの養成をすること。

数値目標

- ① 重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。
（参考：平成22年度 目標：23,000件、実績：26,977件）
- ② 本事業の利用者から介護、看護、健康管理、精神的ケア等の上で有用であった旨の評価（有用度調査により）を90%以上得る。（参考：平成22年度実績 95.4%）

【参 考】

○実 績

	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
労災年金受給者等に対する訪問支援等の実施状況	件	39,682	39,802	26,977
労災ホームヘルプサービス利用件数	件	16,578	17,301	14,874
労災年金受給者に対する専門的な相談・指導	件	336,102	328,129	—

○平成23年度ブロック別訪問支援件数（予定）

ブロック	平成23年度
北海道	400件
東北	1,100件
関東甲信越	2,600件
東海・北陸	1,200件
近畿	2,300件
中国・四国	1,800件
九州・沖縄	1,700件

財団法人労災サポートセンターの概要

《業務概要》

業務災害又は通勤災害による被災労働者（以下「被災労働者」という。）で家庭内における介護を必要とする者に対し、その特殊性に見合った適切な介護が受けられるよう必要な援助を行う等、労働者災害補償保険法に基づく年金等（以下「年金等」という。）の受給者及び年金等を受給しようとする者並びにそれらの者の家族（以下「年金受給者等」という。）に対する相談及び援助等を行い、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

上記目的を達成するために、以下の事業を実施する。

- (1) 年金受給者等の生活の向上、年金等の受給資格に係る法律問題、心身のケアその他諸種の問題についての専門家による相談及び指導
- (2) 業務災害又は通勤災害により家庭内における介護を必要とする被災労働者の介護に関する指導及び援助
- (3) 業務災害又は通勤災害により家庭内における介護を必要とする重度の被災労働者のための介護付入居施設の運営
- (4) 業務災害又は通勤災害により家庭内における介護を必要とする被災労働者の介護に係る労災ホームヘルパーの無料職業紹介等に関する事業
- (5) 年金受給者等に対する福祉用具の購入費助成等の援護事業
- (6) 被災労働者の介護及び年金受給者等の福祉の増進に関する調査研究及び情報の収集・提供
- (7) 年金等の制度、被災労働者の介護等に関する広報及び紙誌その他の図書の刊行
- (8) 関係官庁及び関係諸団体等との連携
- (9) その他、上記目的を達成するために必要な事業

（法人寄付行為より抜粋）

《人員》

（平成24年1月1日現在）

- 役員 11人（常勤 0人、非常勤 11人）
- 職員 429人（常勤 384人、非常勤 45人）

〔組織〕

- ・ 本部 25人
- ・ 労災特別介護施設（8か所） 342人
- ・ 労災年金支援センター（7か所） 62人

《 予 算 》

（平成23年度）

5,422百万円

- 各種支援事業 524百万円 （うち国費 0百万円）
- 労災ケアサポート事業（受託事業） 671百万円 （うち国費 662百万円）
- 労災特別介護支援事業（受託事業） 4,227百万円 （うち国費 2,036百万円）

主 な 事 業

1. 各種支援事業

1 福祉用具購入支援

重度被災労働者が福祉用具（電動車いす、介護用ベッド及び床ずれ防止マット）を自ら購入した場合、その購入金額の3分の1（最高15万円まで）を助成。

2 盲導犬の無償貸与

両眼を失明した労災年金受給者に対し、（財）日本盲導犬協会と連携して盲導犬を無償で貸与。

3 重度被災労働者作品展の開催

重度被災労働者の自立と社会参加を支援するとともに、同じ境遇にある方を勇気づけるための作品展の開催。

4 労災年金受給者のための団体保険

障害を有することで保険加入が困難である労災年金受給者及びその家族を対象とした団体保険の実施。

【実績】

○福祉用具購入支援の助成件数及び助成額

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
件 数	814	408	204
助成額（千円）	41,724	17,931	8,348

○盲導犬の無償貸与件数

平成22年度末現在で6頭を貸与中

○重度被災労働者作品展の開催状況

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
開催地	札幌市	さいたま市	福岡市
出展作品集	200点	190点	158点
鑑賞者数	1,000人	1,700人	1,000人

○労災年金受給者のための団体保険加入件数

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
加入件数	15,989	16,005	10,066

2. 労災ケアサポート事業(受託事業)

3. 労災特別介護援護事業(受託事業)

過去3年の入札環境改善の取り組み概要 (労災ケアサポ－ト事業)

見直し点	平成21年度契約	平成22年度契約	平成23年度契約	平成24年度契約 (参考)
調達方法	企画競争	企画競争	企画競争	企画競争
業務分割	①新規受給者説明会 ②義肢等補装具講習会 上記の事業を別事業として分離	—	—	—
業務内容の見直し	①年金受給者の生活実態調査の廃止 ②介護講習会の廃止	①巡回指導の廃止 ②脳・心臓疾患等指導の廃止	①訪問支援時における労災年金に関する相談業務の廃止 ②65歳未満の重度被災労働者への訪問支援の集中化による訪問支援件数の減 ③労災年金受給者の来所・電話相談の廃止	—
参加要件緩和	過去5年の類似事業実績不要	「専門スタッフ確保などの体制」を不要	①各都道府県に設置を義務付けている事務所の設置義務を不要 ②全国を7ブロックに分割して調達を実施 ③本省及び各都道府県労働局において、ホームページへの掲載と公示文を掲示	①労災ケアサポ－ターの資格要件の緩和 ②関東甲信越ブロック以外のブロックにおける無料職業紹介の資格要件を不要 ③自社雇用の労災ホームヘルパーの活用も可 ④都道府県社会福祉協議会等に対し公示内容を周知 ⑤契約予定者決定後に新旧契約(予定)者の引き継ぎ期間を充分確保 ⑥経費内訳を仕様書に参考で記載 ⑦平成23年度第2四半期までの医師による訪問支援実績(件数)を仕様書に記載
透明性・公平性の更なる向上	企画書評価委員の1/3を外部の者	企画書評価委員 全て外部委員	企画書評価委員 全て外部委員	企画書評価委員 全て外部委員
説明書配布者数	1者	1者	3者	7者
企画競争説明会参加者数	1者	1者	2者	4者

受託者の２２年度支出実績額のうち外部への支出以外の経費の業務内容 (労災ケアサポ－ト事業)

外部への支出以外の経費 508,836 千円

名 称	業 務 内 容
(１) 訪問形式による支援	・ 重度被災労働者の居宅における看護師等の専門スタッフ（労災ケアサポ－ター等）による重度被災労働者及びその家族が必要とする介護、看護、健康管理等に係る支援
(２) 労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー養成研修	・ 労災ホームヘルパーの紹介及び労災ホームヘルパーの養成研修の実施
(３) その他本事業を行う際に当たり必要となる業務	・ 本事業の周知用パンフレットの作成等 ・ 看護師等の専門スタッフへの研修等

(財)労災ケアサポートセンター 国家公務員出身者一覧(平成24年1月1日現在)

1 常勤役員
非該当

2 管理職

役 職	国家公務員の最終官職
事務局長	厚生労働省労働基準局補償課長
審議役併総務部長併企画調整部長	岐阜労働局長
審議役(経理担当)	財務省会計センター 会計管理部長
事業部長	奈良労働局長
監室長	厚生労働省労働基準局勤労者福祉事業室長

財団法人 労災サポートセンター
第2期 役員名簿

(任期 平成23年7月1日～平成25年6月30日)

平成23年7月1日

役 職	氏 名	国家公務員出身者最終官職
会 長 (非常勤)	ばすぎ のりひこ 馬 杉 則 彦	
理 事 (非常勤)	いぐち かんじ 井 口 寛 二	
理 事 (非常勤)	いわた こうき 岩 田 広 記	
理 事 (非常勤)	うらお かずえ 浦 尾 和 江	
理 事 (非常勤)	かねこ しゅんいち 金 子 俊 一	
理 事 (非常勤)	かまた けいこ 鎌 田 ケイ子	
理 事 (非常勤)	たにはた つねまさ 谷 端 恒 正	
理 事 (非常勤)	つくだ しょうこ 佃 祥 子	
理 事 (非常勤)	はぎわら やすし 萩 原 靖	
理 事 (非常勤)	ゆさ としかず 由 佐 俊 和	
監 事 (非常勤)	ながかわ よしひろ 中 川 義 浩	

平成22年度補助金等報告書

公益法人名	財団法人 労災サポートセンター
-------	-----------------

(1) 年間収入（総収入－前期繰越）（A）			7,131,571 千円	
(2) 補助金等の交付実績額				
	名称	補助金・委託費の別	交付官庁	金額
133	労災特別介護援護事業委託費	補助金・委託費	厚生労働省	2,097,083 千円
132	労災ケアサポート事業委託費	補助金・委託費	厚生労働省	824,310 千円
	新規労災年金受給者支援事業委託費	補助金・委託費	厚生労働省	46,633 千円
		補助金・委託費		千円
		補助金・委託費		千円
	合計（B）			2,968,026 千円
(3) 補助金等の年収比率（B／A）			41.6 %	

※ 百円単位四捨五入。

132

補助金等支出明細書

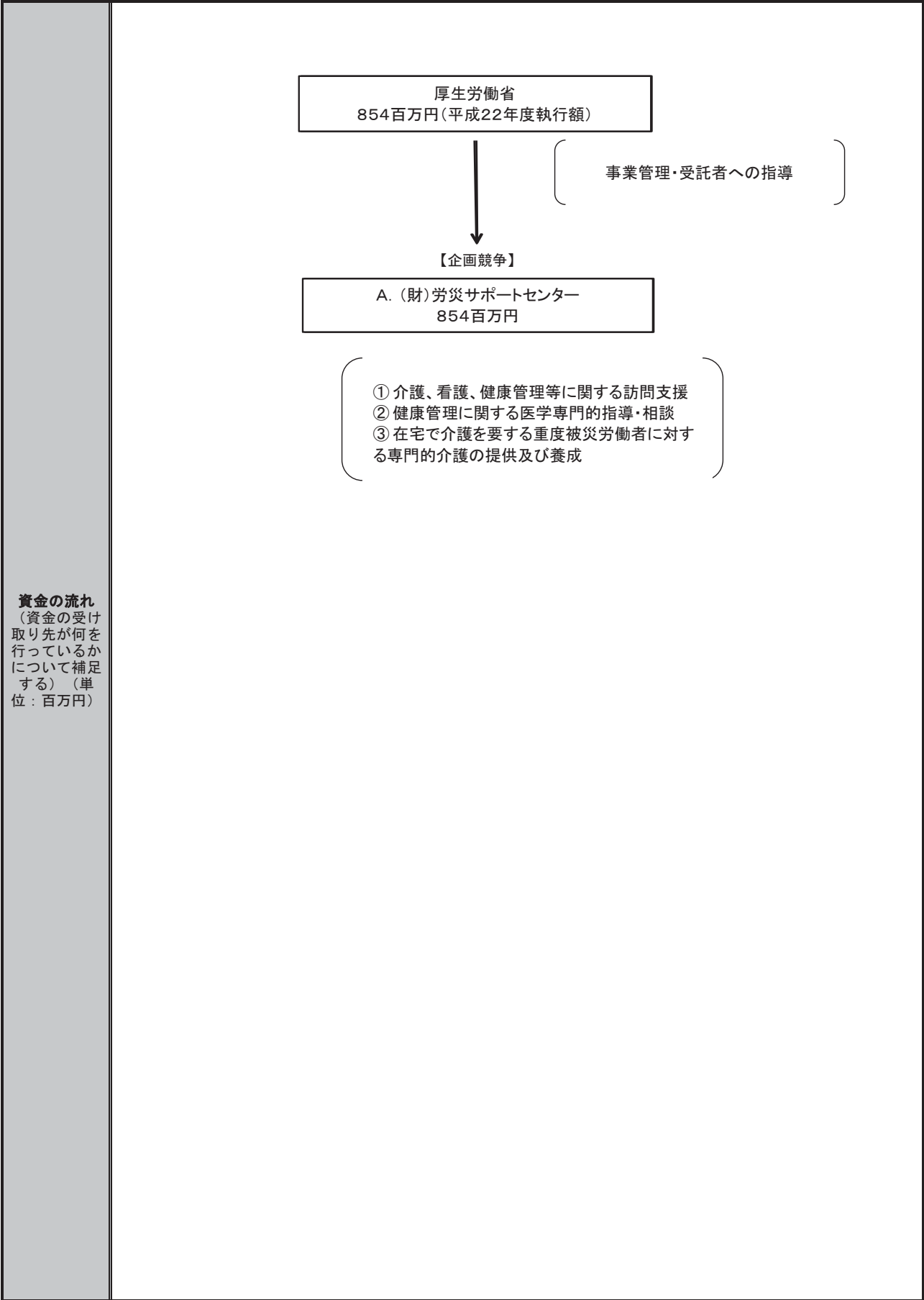
1. 補助金等の名称	労災ケアサポート事業委託費	
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的	労災年金受給者及びその家族の生命と生活維持に必要な不可欠な援護等を行う。	
(2) 具体的な内容	労災年金受給者及びその家族が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、専門スタッフによる支援等を実施する。	
3. 交付先の公益法人の名称	財団法人 労災サポートセンター	
4. 交付実績額	824,310 千円 (A)	
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費	489,283 千円	
(2) 一般管理費	19,553 千円	
(3) その他の管理費		
	内容	金額
		千円
		千円
	合計	千円
	合計	508,836 千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
	支出内容	支出先 金額
		千円
		千円
		千円
		千円
	合計	0 千円 (B)
(2) (1) 以外の支出		
	支出内容	支出先 金額
	広報周知費	印刷業者 377 千円
	旅費	職員等 61,945 千円
	諸謝金	医師等 4,125 千円
	事業維持費等	業者等 186,640 千円
	介護券経費	業者 23,134 千円
	合計	276,221 千円
7. その他		
	内容	金額
	消費税分	39,253 千円
		千円
	合計	39,253 千円
8. 再補助・再委託等の割合	0.0 % (B/A)	

132

事業番号 0990

平成23年行政事業レビューシート (厚生労働省)									
事業名	労災ケアサポート事業経費		担当部局庁	労働基準局労災補償部			作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和52年度		担当課室	労災保険業務課			植松 弘		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		施策名	Ⅱ 2 4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	—					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護等を図ることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を要する重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成								
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
		補正予算							
		繰越し等							
		計	1,598	1,443	854	699	634		
	執行額		1,507	1,387	854				
	執行率(%)		94.3%	96.1%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)	
	本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。	成果実績	%	95.7%	96.3%	95.4%	90%以上		
		達成度	%	100%	100%	100%			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込	
	重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間2万3千件以上実施する。	活動実績 (当初見込み)	件	39,802件	39,682件	26,977件	—		
					(23,000件)	(11,100件)			
単位当たりコスト	31,660(円/事業利用1回あたり)		算出根拠	854,092,230円(22年度契約額)÷26,977件(事業利用件数)					
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	労災ケアサポート事業業務経費	454	424	訪問支援活動旅費の減による減					
	健康管理指導等経費	9	5	健康管理指導医謝金及び旅費の減による減					
	労災ホームヘルプサービス事業経費	36	31	介護券(ホームヘルプ1時間券)の減による減					
	労災ケアサポート事業運営費	111	89	地方事務所の減、連絡旅費の減による減					
	本部(統括センター)諸経費	56	55						
	消費税相当分	33	30						
	計	699	634						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	△	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	本事業の委託先の選定については、①業務実施に当たって必要となる専門的知識及び専門的技術、②効率的な事業実施体制が極めて重要であるが、仕様書において、傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスの態様及び重度被災労働者ごとに異なる実施内容を、具体的に全て網羅示すことは困難であることから、企画競争によって業者を選定しているところである。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	今後も必要な経費について要求するとともに、企画競争等の競争性のある調達を行うことにより、より多くの成果を引き出すよう努める。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	労災ケアサポート事業経費については、管理コストの削減を図り、予算を縮減すること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
地方事務所削減及び訪問支援活動旅費等の削減(反映額: ▲65百万円)			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			



A.(財)労災サポートセンター			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	都道府県事務所職員、本部職員	511			
事業費	都道府県事務所借上、事務機器借上、通信運搬費、光熱水料、旅費、印刷製本費、消耗品費他	283			
消費税	消費税	40			
管理運営費	本部事務所借上、事務機器借上、通信運搬費、光熱水料、消耗品費	20			
計		854	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人労災サポートセンター	在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、 労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師による訪問支援を 実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な 援護等を図る。	854	1	96.5%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

労災年金受給者等に対する相談業務や労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営など各種支援を行っております。



| [お近くの窓口](#) | [Q&A](#) | [各種統計](#) | [発行図書](#) | [採用情報](#) | [サイトマップ](#) |

[HOME](#) >> センターのご案内 >> 目的

目的

ある日突然の労働災害により、一家の大黒柱を失われたご遺族の方々、重度の障害を負われた方々、被災により職業を失った方々など労災年金を受給されている方々は、大きな不安を抱えながら生活を送っています。

財団法人労災サポートセンターは、労災年金を受給されることになった方々やそのご家族の生活相談から、重度の障害を負われた方々の施設介護まで、労災年金受給者等の皆さんが直面する生活上のさまざまな問題の解決を総合的に支援する団体として、財団法人労災ケアセンターと財団法人労災年金福祉協会が合併し、平成21年7月1日発足しました。

現在、約22万人の労災年金受給者とそのご家族のよき支援者として、労災年金受給者の皆様の福祉の増進を図るためさまざまな事業を行っております。

| [個人情報](#) | [関係機関へのリンク](#) |

Copyright (C) Rousai Support Center. All Rights Reserved

労災年金受給者等に対する相談業務や労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営など各種支援を行っております。



| [お近くの窓口](#) | [Q&A](#) | [各種統計](#) | [発行図書](#) | [採用情報](#) | [サイトマップ](#) |

[HOME](#) >> センターのご案内 >> [業務の概要](#) >> 労災ケアサポート事業

労災ケアサポート事業

1 訪問による支援

各都道府県庁所在地に設置している労災ケアサポートセンター(以下「センター」といいます。)に配置された看護師等の資格を有する専門スタッフ(労災ケアサポーター)、健康管理やメンタルケアの専門医等が、外出が困難な重度障害をもつ年金受給者(傷病・障害等級が第1級～第3級の労災年金受給者)の居宅を訪問し、在宅介護、看護、健康管理、精神的ケア及び労災保険制度等に関する支援等を行います。

また、高齢者や一人暮らしの方には、介護保険、障害者自立支援法の障害福祉サービス、地域自治体の障害者施策、労災特別介護支援事業の概要や、その他の制度・サービスに係る相談にも応じています。

なお、希望に応じ、休日にも訪問を行います。
(平成21年度には、約258,000件の訪問支援を行いました。)

2 労災ホームヘルプサービスの提供

労働災害により重度の障害を負われた方で、ご家族以外の介護サービスを希望される方に、労災ホームヘルパーを紹介しています。

対象となる方

次のいずれにも該当する方

労災年金の傷病・障害等級が第1級～第3級の方

ご自宅で生活されている方

65歳未満の方

介護サービスの内容

専門的サービス

床ずれの予防・措置、排泄処置などに関するもの

一般的サービス

食事、入浴、排泄等生活の基本動作に関するもの

家事援助サービス

掃除、洗濯等家事に関するもの

費用負担

介護サービス費用の3割を利用者が負担し、残り7割は国が負担します。

なお、じん肺、せき損等労災特有の重度の障害をもつ方の専門的介護に精通した労災ホームヘルパーを養成するために、看護師、保健師等の資格を有している者及び厚生労働省の定めによる訪問介護員養成研修2級課程以上の修了者を対象とした研修を年2回開催しています。



3 その他

電話・来訪相談

センターでは、電話や来訪者に対する相談や手紙による相談も受け付けています。また、労災年金を受給されている方々からのご照会に応じ、年金に関する情報を提供しています。

アンケート調査

国からの受託事業を利用された労災年金受給者等の方々に対して、提供されたサービス内容についての評価や意見・要望等に関するアンケート調査を行います。